

令和2年3月17日

フ件

## 消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

- 1. ガス機器・石油機器に関する事故 該当案件なし
- 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 製品起因が疑われる事故 該当案件なし
- 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 製品起因か否かが特定できていない事故 (うち電気ストーブ1件、リチウム電池内蔵充電器2件、 電気式浴室換気乾燥暖房機1件、電動アシスト自転車1件、 自転車1件、ベビーカー1件)
- 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及 び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審 議を予定している案件 該当案件なし
  - 1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

## 5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当: 鈴木、柳川、牧野 電 話: 03(3507)9204(直通)

FAX: 03(3507)9290

## ■消費生活用製品の重大製品事故一覧

- 1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。) 該当案件なし
- 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故該当案件なし
- 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201901219	令和2年2月24日	令和2年3月12日	電気ストーブ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を 調査中。	埼玉県	
A201901220	令和2年3月5日	令和2年3月12日	リチウム電池内蔵 充電器	火災	事務室で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201901221	令和2年3月1日	令和2年3月12日	電気式浴室換気乾 燥暖房機	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が 発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、 原因を調査中。	福岡県	製造から10年以上 経過した製品 令和2年3月12日に 消費者安全法の重 大事故等として公 表済
A201901222	平成30年5月6日	令和2年3月12日	電動アシスト自転車	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で走行中、転倒し、負傷した。事故 発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和2年2月28 日
A201901223	令和2年1月19日	令和2年3月12日	リチウム電池内蔵 充電器	火災	火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損する火 災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含 め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和2年3月4 日
A201901224	令和2年2月19日	令和2年3月12日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、左肘を負傷した。事 故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。		事業者が重大製品 事故として認識した のは令和2年2月27 日報告書の提出期限 を超過していること から、事業者に対し 厳重注意
A201901225	令和2年3月3日	令和2年3月12日	ベビーカー	重傷1名	当該製品に幼児(2歳)を乗せて使用中、転倒し、幼児が負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件 該当案件なし